

1. 障害福祉サービスに係る Q&A (指定基準・報酬関係) (VOL. 3) が示されました。

本年 4 月からの報酬改定や、新年度にあたって変動する報酬や加算の算定等に関する内容を中心に、標記 Q&A が平成 20 年 3 月 31 日付で示されました。

< 詳細は、次のとおり。 >

問1 届出に係る加算等について、単位数が増えるものについては、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとしている。しかし、前年度の実績によって判断される加算等の場合、届出の提出が 4 月以降とならざるを得ないため、4 月請求分から当該加算等の算定を開始することができないのか。

(答)

- 届出に係る加算等の算定開始時期については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日付障発第 1031001 号。以下「留意事項通知」という。)第一の 1 の(4)において既にお示ししているところである。
- しかし、問にあるように、前年度の実績を都道府県知事に届け出ることによって算定することができる加算等については、4 月より加算を算定可能であることが事前に分かっている場合にあっては、3 月 31 日までの実績を踏まえて都道府県知事に届け出なければならないため、届出は 4 月に行わなければならない。よって加算等の算定は 5 月以降にならないと行えないことになってしまう。
- このため、届出に係る加算等(単位数の増加を伴うもの)であっても、例外として、前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等であり、当該加算等を 4 月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図れている場合については、4 月中に届け出れば、4 月請求分より当該加算等を算定して差し支えない。

問2 生活介護事業所及び障害者支援施設については、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの利用者の利用実績により平均障害程度区分を算出することとなっているが、算出後の平均障害程度区分が従前のものより変動した場合、サービス費の適用如何。

(答)

- サービス費については、事業所における平均障害程度区分及びサービス提供職員の配置状況に応じて算定することになる。

| | 従前の平均障害程度区分に合わせた人員を配置し続ける場合 | 新しい平均障害程度区分に合わせた人員を配置する場合 |
|------------------------------|---|---|
| 1. 平均障害程度区分が上がる(サービス費増加可能)場合 | 従前のサービス費を算定する。(ただし、指定基準上に定められている人員配置の水準を満たしていることを前提とする。) | 新しい平均障害程度区分に合わせた人員配置を月全体で満たしている月より、新たな(高い)サービス費を算定する。 ただし、サービス費が従前より上がるため、算定する前に利用者等へ説明を行う必要がある。 |
| 2. 平均障害程度区分が下がる(サービス費減少)場合 | 9 月 30 日までは、従前のサービス費の算定が可能。その後は新たな(低い)サービス費を算定する。留意事項通知第二の 1 の(7)を参照。 | 新しい平均障害程度区分に合わせ人員配置を見直した月より、新たな(低い)サービス費を算定する。 |

- なお、平均障害程度区分の見直しを行う際、著しい利用者への入れ替わり又は定員の増減がある場合等、前年度の利用者の実績と当該年度の実態が明らかに乖離する場合には、留意事項通知中、第二 1(6) (一)と同様の取り扱いとして差し支えないこととする。

問3 3 月 5 日障害保健福祉関係主管課長会議資料において、平成 20 年 4 月より、小規模作業所等及び地域活動支援センターから新体系事業へ移行した場合の定員要件が緩和されることが示されているが、その詳細な取扱いを教えてください。

(答)

- 「都道府県知事が認めた場合」に定員要件が緩和されることとなるが、どのような審査基準によって、認め

- るか否かを判断すればよいのか。
- A1. 「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」(平成 18 年厚生労働省告示第 540 号)に定める地域以外においても、「将来的にも利用者の確保の見込みがない地域」と認めればよい。
- Q2. 資料には「平成 24 年 3 月 31 日まで」の時限措置とされているが、平成 24 年 4 月以降には定員 20 名以上にしなければならないのか。
- A2. 「平成 24 年 3 月 31 日まで」とは、その日までに小規模作業所等から移行した場合に定員要件の緩和を行うという意図であり、平成 18 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の間に移行した場合は、平成 24 年度以降も 10 名以上の定員によって事業を運営することができる。
- Q3. 小規模通所授産施設、障害者デイサービス事業所及び精神障害者地域生活支援センターから新体系事業へ移行した場合の取扱いについてはどのようなになるのか。
- A3. 小規模通所授産施設又は平成 18 年 9 月末において障害者デイサービス事業所及び精神障害者地域生活支援センターであったところから新体系事業へ移行する場合には、平成 20 年度末までに利用人数が最低定員(20 名)を満たすことが可能と都道府県知事が判断した場合に新体系への移行を可能としていたところだが、これらについても小規模作業所等と同様の取扱いとし、「将来的にも利用者の確保の見込みがないと都道府県知事が認める地域」に存在する場合は、10 名以上の定員によって事業を運営することができることとする。

問4 平成 20 年 4 月より、通所サービスにおける本体報酬の改定が行われるところであるが、それに伴い、事業運営円滑化事業及び激変緩和加算の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

1. 上記の本体報酬の改定によって、通所サービス事業の本体報酬単価は引き上げられることとなるが、事業運営円滑化事業等において、保障すべきとされている単位数水準(平成 18 年 3 月における単位数の 90%又は 80%を基本としている)については変更しないこととする。
2. 取扱いの詳細については、別途事務連絡「障害者自立支援対策臨時特例交付金における事業運営円滑化事業に係る平成 20 年 4 月からの留意事項について」によってお示しすることとする。

問5 平成 20 年 1 月 31 日付け事務連絡「障害福祉サービスに係る Q&A (指定基準・報酬関係)(VOL. 2)」の留意事項についてにおいて、短期入所と日中活動系サービスを同一日に同一法人が提供した場合の取扱いについて、「平成 20 年 4 月より、これに適切に対応するための措置を別途講ずることとしている」とされているが、具体的にどのような取扱いとなるのか。

(答)

1. 短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定する取扱いについては、短期入所の報酬が、日中も含めて 1 日当たりの支援に必要な経費を包括的に評価していることから、真にやむを得ない理由がある場合であっても、同一法人の場合については日中活動系サービスを算定することは望ましくない。
2. しかしながら、当分の間、短期入所と日中活動系サービスを同一日に利用する真にやむを得ない理由がある場合にあっては、同一法人であっても短期入所と日中活動系サービスを同一日に算定することを認めても差し支えないこととする。
3. なお、2 の場合においては、真にやむを得ない理由について、市町村に届け出るものとする(様式は任意でよい)。

問6 施設利用者が行事等で外出した場合、当該利用者の報酬は算定されますか。

また、行事等に職員が同行すると、施設内での職員配置が手薄になりますが、新たに職員を配置する必要がありますか。

(答)

1. 施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っていれば算定できます。

(行事等参加の要件)

事業計画又は個別支援計画に明記されていること

実際に職員が同行して当該サービスの提供を行っていること

2. なお、1 の要件を満たす行事等に職員が同行する場合については、利用者に対して実際にサービスが提供されていることから、その時間は勤務時間として算定することができ、新たに職員を配置する必要はありません。ただし、行事に参加されない利用者の支援に支障がないよう職員の配置に十分配慮する必要があります。

問7 平成 20 年 4 月より、通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化を行うこととされている。その中で、「過去 3ヶ月間の利用実績による取扱い」の具体的な適用時期はどのようなものか。

(答)

1. 平成 20 年 1 月、2 月及び 3 月の 3 ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合は、平成 20 年 4 月分の減算は行わない。それ以降も同様。

問 8 居宅介護における通院介助の対象範囲については、平成 20 年 4 月 1 日から、病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合も対象として追加されたが、グループホーム・ケアホーム入居者についても対象範囲が拡大されたと考えてよいか。

(答)

1. グループホーム・ケアホーム入居者においても、公的手続きを行う際に支援を必要とする場合が想定されるが、指定基準により、「事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。」と規定されているため、今回の通院介助の対象範囲を拡大する措置は適用されない。

問 9 罪を犯した障害者が矯正施設又は更生保護施設から退所した場合は、障害者自立支援法施行規則第 32 条の 2 第 1 項に規定されている「障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者」に含まれると解し、サービス利用計画作成費の対象としてよいか。

(答)

1. 罪を犯した障害者が矯正施設又は更生保護施設から退所した場合は、地域生活への定着が困難であり、居住の場の確保や就労の場の確保等の濃厚な支援が必要となることが想定されることから、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な者については、サービス利用計画作成費の対象として差し支えない。